

グループ文化としての教育機会確保法:権利と葛藤 の行方

著者	黒崎 優美
雑誌名	神戸松蔭女子学院大学研究紀要
巻	3
ページ	85-95
発行年	2022-03-05
URL	http://doi.org/10.14946/00002306

グループ文化としての教育機会確保法:権利と葛藤の行方

黒崎 優美

神戸松蔭女子学院大学人間科学部

Author's E-mail Address: kurosaki@shoin.ac.jp

The Educational Opportunity Securing Act as a Group Culture: Beyond Rights and Conflicts

KUROSAKI Hiromi

Fuculty of Human Sciences, Kobe Shoin Women's University

Abstract

本稿において筆者は、教育機会確保法(2017年施行)を精神分析的集団論の観点から考察し、その教育界における意義と課題を明らかにすることを試みた。まず、不登校の増加を、教育への個人的欲求と、公教育の制度や精神に代表される、依存基底的想定を活動的とするグループ心性との葛藤の現れとして整理した上で、休養および学校外教育の選択を認める同法が、葛藤を減少させるグループ文化に位置づけられることを示した。次に、葛藤の緩和と回避という観点から同法の作用について検討し、欲求の充足と葛藤の緩和および回避とが相互に関連し合っていることを示した。同法を学校復帰前提で解釈することは、依存基底的想定の維持という意味で公教育の葛藤回避につながり、同法を普通教育の拡大の途上と解釈することは、逸脱メンバーからの解放という意味で不登校当事者らの葛藤回避につながる。そして、それぞれが、不登校当事者らに学校復帰という葛藤を、公教育の側に選択肢としての学校教育という葛藤を残存させる。しかし、個人と集団とが残存する葛藤をそれぞれ抱え変形していくことで成長・発達につながるという意味で、それらは価値のあるものでもある。そのために活かされていくことで、教育機会確保法はグループ文化としての機能を果たし、教育界全体の作動グループ活動に貢献することができるだろう。

This paper examines the Educational Opportunity Securing Act based on the psychoanalytic group theory, and attempts to clarify its significance and issues in the field of education. First, the increase in school non-attendance is considered a manifestation of the conflict between the individual desire for education and the group mentality symbolized by public education, and the Act, which allows students to choose rest and alternative education, is positioned as a group culture that alleviates the conflict. Next, it examines the action of the law from the viewpoint of alleviating and avoiding conflict. And it was shown that the satisfaction of desire and alleviation and avoidance of conflict are interrelated. The Act is both a history of and a consequence of rights acquisition developed by criticism of public or school education. In this context, the relationship between schools and out-of-school education has become more mutually exclusive and conflict-avoiding. As education continues to diversify, it is important for each of us to deal with and transform the conflicts that remain. If the Ace contributes to the transformation of conflicts and functions as a group culture, it will help to active work group in the educational field.

キーワード:グループ心性、基底的想定、原子価、不登校、学校外教育

Key Words: group mentality, basic assumptions, valency, school non-attendance, alternative education

はじめに

「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」。 2030年までに世界が達成すべき持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals) に掲げられた 17 のゴールのうちの一つは教育に関するものである。

日本の公教育の基本的なあり方は、戦後制定された日本国憲法および教育基本法に記されている。それらに基づき「教育を受ける権利」「普通教育を受けさせる義務」「義務教育の無償」「学問の自由」が保障されている。外国籍の子どもの不就学など解決すべき課題はあるが、少なくとも制度上はすべての人に教育の機会が保障されている。しかし、質の高さについてその達成度を論じるのは容易でない。機会と同様に質の高い教育をすべての人が望むだろうが、求める内容は個々に異なるからである。

本稿では、1980年代以降その教育的要求を満たすべく権利を拡大してきた不登校当事者らによる運動、およびその一つの帰結ともいえる「教育機会確保法」(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)の位置づけについて、精神分析の観点から考察を行う。同法により休養や学校外教育の選択が認められた今、不登校はもはやどのような問題かというよりも何が問題なのかを問われるべき現象となっている。葛藤を経験することやそれを抱えられるようになることを心的な成長と考える精神分析の観点から得られる示唆は、これからの臨床や教育を考える際に有用であると考える。

1. 教育機会確保法成立までの経緯

1) 教育の普遍的課題:集団と個人

教育基本法第一条(教育の目的) 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び 社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなけれ ばならない。 本条文の目的を達成するのは大変難しい。個性を尊重する教育の先にある「人格の完成」と、集団適応を重視する教育の先にある「国民の育成」という、同時に満たすことが難しい要素が共在しているためである。これは多くの研究者が取り組んできた教育の普遍的課題であり、どちらにも正解がない上両者が一致することもないが故に、教育改革は常に行われてきたし、また行われる必要がある。

2) 不登校問題の変遷

2020年度現在、小・中・高を合わせた不登校の児童生徒数は約24万人(それぞれ全体の1%、4.1%、1.4%)である(文部科学省、2021)。小・中に限ると、調査が開始されて以来全体として増加傾向にあるが、特に2013年度以降は毎年過去最多を更新し続けている。これに加え、全体の10%にあたる約33万人の中学生が、登校するものの教室に入れないなど「不登校傾向」にある(日本財団、2018)ことが明らかにされている。

文部省(当時)による長期欠席の調査項目に、不登校の前身にあたる「学校ぎらい」が追加された1966年から50年以上が経過した。この間の変遷は、1980年代半ばを境に大きく2つの時期に分けられる。1980年代半ばまで、不登校は、アメリカから輸入された「怠学truancy」や「学校恐怖症 school phobia」といった概念の影響もあり、生徒指導上の問題や精神疾患とみなされていた。文部省(1968)は学校ぎらいを「心理的理由などから登校をきらって長期欠席した者」と定義し、その原因や背景として、本人の性格傾向と家庭の問題を主に指摘し、学校復帰に向けて、本人の自我発達を促進し、家庭の雰囲気を改善して登校の習慣を形成することなどを指導の目標とした。不登校は、精神科医や臨床心理学者や教育学者その他実践家たちの対象とされ、さまざまな治療や矯正が試みられた。なかには強引な矯正指導が刑事事件に発展した例もあった。

そのような中、各地で不登校者の保護者を中心とする当事者団体が結成された。彼らは主に以下の2点を主張し、それまでの不登校のとらえ方や対応のあり方を批判した。まず、子どもが拒否しているのは学校であるにも関わらず、子どもと家庭ばかりが問題視され学校の問題が論じられていないという指摘である(奥地、1989 他)。その主張は、画一的な学校教育に対する批判と連動していった。次に、義務教育の解釈について、憲法が保障する教育を受ける権利は学校教育に限定されるものではなく、子どもには教育を選ぶ(学校教育を選ばない)権利があり、従って保護者が負う教育の義務もまた、学校に行かないことを選んだ子どもを無理矢理学校に行かせることまでを含むものではないといった主張を展開していった(渡辺、1996 他)。そのような主張は、学校外教育や居場所の必要性という議論に発展し、1980 年代後半以降フリースクールなどの施設が多く設立された。後を追うようにして、文部省(1992)は1990 年度以降調査項目名を「不登校」に、その定義を「何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」とし、不登校は「誰にでも起こりうる」もので「登校への促しは状況を悪化させてしまう場合もある」とその認識を改めた。そして、不登校の子どもを対象とする「適応指導教室(現:教育支援センター)」の委託事業が開始された。翌年には、学校外教育施設への通所に通学定

期が適用され、学校外教育施設で相談や指導を受けた日数を指導要録上「出席扱い」とすることが認められ、さらに 2004 年には、学習指導要領等の基準によらない特別な教育課程の編成・実施を可能とする「教育課程特例校」にフリースクールを出自とする学校が認定された。現在、不登校の子どもを対象とする民間施設は全国に約 500 ヶ所(文部科学省、2015)、全体の 63% にあたる 1,142 の自治体が教育支援センターを設置している(文部科学省、2019)。また、不登校の子どもを対象とする特例校は 17 校設置されている(文部科学省、2021)。不登校は現在も増加し続けており、文部科学省(2016)は現状について「本人・家庭・学校に関わる要因が複雑に絡み合っている場合が多く、その背後には、学校の相対的な位置付けの低下、学校に対する保護者・児童生徒の意識の変化等、社会全体の変化の影響が少なからず存在している。・・・・そのため、不登校を教育の観点のみで捉えて対応することには限界がある・・・・学校のみで取り組むことが困難な場合が多い」との見解を示している。このことは、不登校が教育問題から社会問題に移行しつつあることを示している。

3) 教育機会確保法の成立

教育機会確保法は、「教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進すること」を目的とし、2016年に成立し翌年施行された。「不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等」を定めた第3章第13条には「国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。」とあり、学校の欠席を含む休養、および学校外教育の選択を認めている点で、不登校当事者らの主張を認める方向へ大きく踏み出したものといえる。

2. グループ文化としての教育機会確保法

1) 個人的欲求とグループ心性:葛藤の現れとしての不登校

ビオン(1961)は、精神分析的集団論を提唱し、個人と集団の間に生じる葛藤に言及している。彼は、全体としての集団(group as a whole)にも心、すなわち「グループ心性 group mentality」が存在すると考えた。グループ心性を維持するためにはメンバーである個々人の欲求を抑える必要があるため、グループ心性と個人的欲求との間には必然的に葛藤が生じる。そして「個人とグループ心性との葛藤を減少させるための調停の手段」(ハフシ、2004)として、あるいは両者の葛藤を緩和するために「グループ文化 group culture」が生じる。

そもそも快感原則の下に生まれる人間に教育に対する欲求は想定され得ない。教育はそれ自体が個人的欲求を抑えるために行われるものである。しかし、集団にはさまざまな種類や規模があり、教育界というより限定的な集団を想定するならば、各々が求める質の高い教育という個人的欲求に対して、公教育は単線型で画一的な義務教育制度、その他のさまざまな制度をもって抑制的にはたらくグループ心性という構図も成り立つ。それは、「人格の完成」を目指す教育への個人的欲求と、社会の形成者たる「国民の育成」のために必要なカリキュ

ラムから構成されるグループ心性としての公教育との間の葛藤としても表されるだろう。

不登校とは、そのような個人的欲求とグループ心性との間に生じる葛藤の一つの現れとみることができる。不登校者は、公教育の精神というグループ心性に従わない「逸脱メンバーdeviant member」であり、矯正や治療といった対応は逸脱メンバーに対するグループ心性への適応の要請とみなされる。しかし、不登校当事者らの主張の変遷をみれば、彼らはグループ心性に従うよりもその誤りを指摘し自らの主張を強める方向に進んできたといえる。不登校の増加傾向は、個人的欲求とグループ心性との間の葛藤の高まりを表しているといえる。

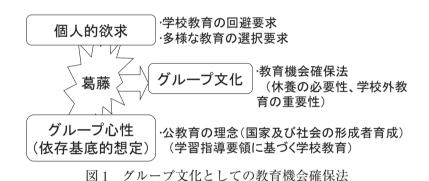
グループ心性は、意識的な側面と無意識的な側面、あるいは現実的側面と幻想的側面から 構成される。ビオンは、前者を「作動グループ work group」、後者を「基底的想定グループ basic assumption group」と名づけた。あらゆる集団には現実的に当該集団が為すべき「基本的 課題 basic task」が存在する。教育界という集団における基本的課題は、すべての人に質の高 い教育を提供することといえるだろう。作動グループの活動は基本的課題の遂行に方向づけ られ、メンバーはそれぞれの能力に応じてその活動に従事する。集団は経験から学ぶ能力を 有し、成長と発達が可能である。教育制度の改定の歴史はそれを表すものである。一方、基 底的想定グループは情緒的衝動に基づき意思決定を行うため、経験から学び成長・発達する ことはない。基底的想定グループは作動グループを阻止するようにはたらくが、作動グルー プ活動を助ける場合もある。基底的想定グループには3つの類型があり、その内の1つが活 動的な基底的想定として作動グループと共存している。「依存基底的想定 basic assumption of dependency」は、脆弱なメンバーが万能的なリーダーから与えられるために集っているとの 幻想を表す。「闘争・逃避基底的想定 basic assumption of fight/flight」は、集団が生き残るため に敵と闘うかもしくは逃れる以外にはないとの幻想を表す。「つがい基底的想定 basic assumption of pairing」は、新しく生まれる何か(救世主)を待つために集団が集っていると の幻想を表す。例えば採択される教育制度は、その時に活動的な基底的想定グループの影響 を受けていると考えられる。

かつて教師は「聖職者」と呼ばれた。それは「社会の共通認識としてのフィクション」でありながら、教師自身の「アイデンティティを根底から支えてきた」ものでもあり、「学校と教師の権威と信頼」を保障する側面を担っていた(久富、2008)。このような学校集団のありようは、依存基底的想定を活動的基底的想定とするグループ心性とみなすことができる。知的にも人間的にも優れた存在である教師とその教えを請う児童生徒との間で、時に"学級王国"が築かれ、学校至上主義的な公教育の精神が醸成されていったとしても不思議はない。しかし、そのような「教師の黄金時代」(同上)はすでに終焉を迎えており、それに代わる新たな教師像が模索されている。近年盛り上がりを見せている「協働的な学び」や「能動的学修(アクティブ・ラーニング)」は、児童生徒・学生と教員とが、一方的な依存関係ではなく、「ともに共同体として学ぶこと」(杉浦・奥田、2014)や「相互に刺激を与えながら知的に成長する」(文部科学省、2012)ことを目指していることから、未来志向的なつがい基底的想定を促進する動きのようにみえる。ゆとり教育はつがい基底的想定の精神を公教育制度に反映させた大規模な試みであったといえる。しかし、ゆとり教育は長く続かなかった。したがって、

公教育におけるグループ心性を依存基底的想定との関連でとらえることは、現在までのところ妥当であるといえるだろう。

2) グループ心性からみた教育機会確保法

教育界という集団において、個人的欲求と依存基底的想定が活動的なグループ心性との間に葛藤が生じ、不登校者という逸脱メンバーによってその葛藤が表現される過程を示してきた。教育機会確保法は、逸脱メンバーが増加し葛藤が高まっている渦中に成立した。グループ文化は個人的欲求とグループ心性との葛藤を減じる機能を有するが、学校の欠席を含む休養の必要性と、学校外教育を含む多様な教育活動を認める同法は、グループ心性すなわち公教育の制度や精神を変更することなく逸脱メンバーである不登校者の個人的欲求を一部充足するという点で、両者の葛藤を減少させるグループ文化に位置づけられる(図1を参照)。



参照:ハフシ(2004)

グループ文化について詳細に論じている研究は少ないが、ハフシ(2004)は、グループ心性の要請に従わない逸脱メンバーが集団にとって脅威となった際に生み出され、文化の名の下に逸脱メンバーを活動的な基底的想定の活動に巻き込むことで最終的に当該メンバーがグループ心性に従うようになったという体験グループからの素材を挙げている。葛藤やそれを生じる欲求不満を減少させるには緩和と回避の2つがある(ビオン、1962)が、本素材は葛藤回避の例に相当すると考えられる。グループ文化が葛藤回避のために利用される場合、欲求不満は分裂排除され個人も集団も成長することができないが、葛藤が緩和されることで欲求不満が耐えられやすいものになり、それらを抱え変形することを通じて個人と集団が成長する場合もあるだろう。前者は基底的想定グループ、後者は作動グループの維持や強化と関連する。

グループ文化としての教育機会確保法が、個人的欲求の充足とグループ心性の安定、つまり活動的な基底的想定の維持に資するならば、両者の間の葛藤は減じられるだろう。両条件を完全に満たすことはできないため葛藤は残存するが、作動グループの目標に方向づけられ変形されつつあるならば、グループ文化は葛藤の緩和に寄与しているといえるだろう。

グループ心性からみれば、逸脱メンバーである不登校当事者らが、個人的欲求を満たすべく長きにわたりその権利を主張し、その帰結として教育機会確保法が成立したことについては先に述べた通りである。同法成立は「世間の不登校への偏見や誤解を解くのに闘っていた」(奥地、2018)当事者らにとって、その存在を正当なものとして認められるという承認の欲求をも満たすものであり、望まない治療や矯正や学校復帰を強いられていた時代と比べれば、欲求は満たされ、また学び、成長・発達する機会も格段に増えている。

一方、以下に示す素材は、残存する葛藤を象徴しているといえるだろう。「不登校の自由」を主張する小学生が広く社会の注目を集めた。しかし、「不登校は不幸じゃない」「学校に行きたければ行けばいいし、行きたくない子は行かなくていい」「子供は学校に行く権利はあるけど義務はない」(ウィキペディアフリー百科事典、ゆたぼん)といった彼の主張自体は新しいものではない。例として、1991年に公刊された不登校の子どもの手記から一部を抜粋する。「学校に行く、行かないは、おおげさに言えば人生の一つの選択に過ぎないと思うのです。ですから学校をこよなく愛する人たちには、皮肉ではなく未来永劫学校に行ってもらえれば、それはそれで誠に結構な事だと思うのです。自分にあった勉強の仕方、自分にあった生き方、それが大事なのだと思うのです。」(東京シューレの子どもたち、1991)。2つの素材は、1991年と、教育機会確保法が施行された2017年という25年もの期間を経てもなお、不登校当事者の主張が教育界や社会全体という集団に承認されていないことを示唆している。実際に不登校は文部科学省にとって「生徒指導上の課題」であり続けており、また精神科や心理療法に持ち込まれる主訴の一部でもあり続けている。教育機会確保法を学校復帰を前提とする不登校対策の法制化と解釈するなら、同法は公教育というグループ心性における依存基底的想定を維持する葛藤回避の道具となりうる。

すでに当事者らによる団体はそのことへの危惧を表明している。教育機会確保法の原案を作成した「NPO法人フリースクール全国ネットワーク」は、「学校復帰を前提とする」不登校対策を改め、「学校以外の施設などでも保護者の就学義務を果たせる仕組み」(奥地、2018)が検討されることを求めている。それは、同法の原案である「オルタナティブ教育法(案)」に含まれていた内容でもあり(奥地、2017)、喜多(2017)は、教育機会確保法を、今後の改定に向けて「子どもの権利の視点に立」ち「学校至上主義の克服を求める」(p.175)ものとして理解するべきであると述べている。

当事者らの一貫した主張は、学校外教育を義務教育に統合する普通教育の拡大、つまり子どもが自らの希望に従い教育を自由に選択できるようにすべきということである。実際、フリースクールの多くはその名の通り、子どもの希望や意思を尊重し、行きたいか行きたくないかで行くか行かないかを決められるようになっている。少なくとも表向きには、行きたい時に行ってやりたいことができる場所であるフリースクールには、そこに至るまでに多くの子どもが苦しんだであろう行かなければならないが行くことができないといった葛藤が存在しない。教育機会確保法を普通教育拡大に向けての途中段階と解釈するなら、同法は不登校当事者らの葛藤回避の道具となりうる。そして、彼らの要望が実現するとき、不登校者はもはや逸脱メンバーではなくなり、不登校という概念は消滅するかもしれない。

しかし、同じことが学校に当てはまるわけではない。冒頭に述べた膨大な数の不登校傾向の実態を示すまでもなく、学校は行きたい子どもが選んで行く場所ではない。行きたくなくても行かなければならないしやりたくないこともやらなければならない葛藤多き場所である。現行の公教育制度を変えないまま学校にフリースクールと同じ条件を適用すれば、30万人どころか学校を選ぶという人はいないかもしれない。それは、上位グループである公教育のグループ心性を脅かすものといえるだろう。しかし、そのことだけで、公教育よりフリースクールの方が質の高い教育を提供しているということにもならないだろう。常野は、フリースクールでの経験を「明るい登校拒否の物語」と表現し、そこに欠けている現実の社会を生きていくことにともなう暗さやしんどさに向き合うこと、つまり葛藤を抱えることの重要性について述べている(全国不登校新聞社、2017)。

ここまで述べてきたことから、欲求の充足と葛藤の緩和、および回避とは、相互に関連し合っていることがわかる。不登校当事者らの欲求は、普通教育の拡大により充足されつつあるが、完全に満たされるならば葛藤回避的なものとなる。公教育にとって不登校当事者らの欲求が充足されていくことは、学校教育が多様な選択肢の一つに近づくことを意味しており、選択されないかもしれない不安や選択されるための改革への養成などと関わる葛藤を残存させる。一方、公教育の側が学校復帰を前提とする限り依存基底的想定は維持されグループ心性は安定するが、学校外教育を完全に排除するならば葛藤回避的なものとなる。不登校当事者らにとっては逸脱メンバーであり続けることや学校復帰について悩み続けなければならないという葛藤が残存する。両者にとって残存する葛藤は、それらを抱え変形していくことで成長・発達につながるという意味で価値のあるものといえる。そのために活かされていくことで、教育機会確保法はグループ文化としての機能を果たし、教育界全体の作動グループ活動に貢献することができるだろう。

おわりに

学校外教育施設や不登校の子どものための学校は増え続けており、その点では普通教育の拡大は進行しつつあるといえる。「ネットの高校」を謳い 2016 年に開校した N 高等学校・S 高等学校は今や 2 万人以上が在籍する日本最大の高等学校である。少子化が加速するなか、学習塾の多くが不登校の子どものためのプログラムを提供し、通信制高等学校の卒業から大学入学までサポートを行っている。ホームスクーリングを含む多様な学校外教育が普通教育として認められるようになれば、不登校当事者らの欲求は充足され、教育界における個人とグループ心性との間の葛藤は消滅し、グループ文化としての教育機会確保法もまた不要になるかもしれない。しかし、社会からも教育界からも葛藤そのものがなくなるわけではないだろう。その時には、選択と責任の規則に適応しづらい逸脱メンバーが増加し、教育格差と現在考えられているものが拡大するようなことが起きるのかもしれない。

フロイト (1930) は宗教でなく超自我の要請により文化が守られ発展していくこと、そしてイドの欲求がただ抑えられるだけでなく、その苦痛に耐えていけるように文化が代替となる満足を提供することの重要性を指摘している。人が、苦痛や葛藤に耐える価値があると思

えるようになること、その過程や成果として文化を享受し守りまた生み出せるようになっていくことは、教育に課せられた、そして教育だけが担うことのできる課題である。それこそが人格の完成と国民の育成という異なる教育目標の交わるところでもあるだろう。休養と教育の選択がそのことにつながっていくように、教育機会確保法の行方を見守っていく必要がある。

文献

- Bion, W. R. (1961). *Experiences in Groups*. (W.R. ビオン (著) メッド・ハフシ (監訳) 黒崎優美・小畑千晴・田村早紀 (訳) (2016). 集団の経験 ビオンの精神分析的集団論 金剛出版).
- Bion, W. R. (1962). Learning from Experiences. (W.R. ビオン (著) 福本修 (訳) (1999). 精神分析の方法 (1) セブン・サーヴァンツ (りぶらりあ選書) 法政大学出版局).
- Freid, S. (1930). Civilization and its Dscontents. London and New York. 1930. *Complete Works*. Vol.21. (高田珠樹 = 監修 (2011)「文化の中の居心地悪さ」『フロイト全集 20』岩波書店)
- 久冨善之 (2008). 転換期にある教師像:「献身的教師像」を越えて BERD 第 14 号 ベネッセ教育研究開発センター pp.2-7.
- 喜多明人 (2017). 第4章 不登校の子どものための教育機会確保法:その読み方 フリースクール全国ネットワーク・多様な学び保障法を実現する会 教育機会確保法の誕生:子どもが 安心して学び育つ 東京シューレ出版.pp.153-180.
- メッド・ハフシ (2004). 愚かさの精神分析: ビオン的観点からグループの無意識を見つめて ナカニシヤ出版.
- 文部省(1968). 学校基本調查報告書 文部省大臣官房調查統計課
- 文部科学省(1992). 登校拒否問題への対応について(文部省初等中等教育局長通知).
- 文部科学省 (2012). 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて. https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm 2021 年 12 月 1 日引用
- 文部科学省(2015). 小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査.
 - https://freeschoolnetwork.jp/wptest/wp-content/uploads/2016/01/fschosa_2015_02.pdf 2021 年 12 月 1 日引用
- 文部科学省(2016). 不登校児童生徒への支援に関する最終報告: 一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進.
 - https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/08/01/1374 856 2.pdf

2021年12月1日引用

文部科学省(2019),教育支援センター(適応指導教室)に関する実態調査.

 $https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/20/1416\\ 689_002.pdf$

2021年12月1日引用

文部科学省(2021). 令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する 調査結果の概要.

https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf 2021 年 12 月 1 日引用

文部科学省 不登校特例校の設置者一覧.

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387004.htm 2021 年 12 月 1 日引用

日本財団 (2018). 不登校傾向にある子どもの実態調査.

https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/new_inf_201811212_01.pdf 2021 年 12 月 1 日引用

奥地圭子 (1989). 登校拒否は病気じゃない: 私の体験的登校拒否論 教育史料出版会.

奥地圭子 (2017). 第1章 教育機会確保法はどのように誕生したのか フリースクール全国ネットワーク・多様な学び保障法を実現する会 教育機会確保法の誕生:子どもが安心して学び育つ 東京シューレ出版.pp.13-58.

奥地圭子(2018)検討事項提案書.

https://freeschoolnetwork.jp/wptest/wp-content/uploads/2018/12/20181217_kaigi_okuchi.pdf 2021 年 12 月 1 日引用

杉浦健・奥田雅史(2014). 学びの共同体の授業実践 近畿大学教育論叢 26(1), 1-15.

東京シューレの子どもたち (1991). 学校に行かない僕から学校に行かない君へ 教育史料出版会

ゆたぼん ウィキペディアフリー百科事典

https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%86%E3%81%9F%E3%81%BC%E3%82%93 2021 年 12 月 1 日引用

渡辺位 (1996). 子どもはなぜ学校に行くのか 株式会社教育史料出版会.

全国不登校新聞社 (2017). 不登校 50 年証言プロジェクト # 36 常野雄次郎さん http://futoko50.sblo.jp 2021 年 12 月 1 日引用

謝辞

本稿は日本心理臨床学会第39回大会の発表内容を加筆修正したものです。発表にコメントをいただいた方に感謝します。また、本稿は担当科目の授業内容を一部含むものでもあります。 質問やコメントを通じて重要な気づきを与えてくれる受講生のみなさんに感謝します。そして、私にとって教育者であり続けている故メッド・ハフシ先生に感謝します。

(受付日: 2021.12.10)